

車購入の 仕訳ガイド

新車

下取り

ローン

リース



※ 本資料は参考情報であり、法令等への適合性や内容の正確性・完全性について、一切保証するものではありません。
制度の適用にあたっては、必ず公的資料等をご確認ください。

※ 本資料の情報は、2026年6月作成時点のものであり、変更される可能性があります。ご利用の際は、必ず最新情報を公的機関にてご確認ください。

車は「費用」ではなく「資産」

事業用の車は「車両運搬具」として固定資産に計上します。支払方法に応じて「現金」「預金」「未払金」などを使い分け、課税事業者で税抜経理方式なら消費税は「仮払消費税」で分けて処理します。自動車税や自賠責保険は「租税公課」「保険料」で別計上するのがポイントです。

ケース別・仕訳パターン 1

1 新車を現金で購入

条件 500万円（税込）の新車を現金で購入 / 課税事業者・
税抜経理

借方科目	金額	貸方科目	金額
車両運搬具	4,545,455	現金	5,000,000
仮払消費税	454,545		

2 下取りありで新車を購入

条件 旧車両（簿価100万円）を30万円で下取り
▶ 新車400万円を370万円で購入

借方科目	金額	貸方科目	金額
車両運搬具（新）	3,636,364	現金	3,700,000
仮払消費税	363,636	車両運搬具（旧）	1,000,000
固定資産売却損	727,272	仮受消費税	27,272

下取り車は「売却」扱いで、簿価との差額を売却損益で計上します。

ケース別・仕訳パターン 2

3 ローン（分割払い）で購入

条件 車両400万円（税抜）＋消費税40万円／頭金110万円・残りはローン

借方科目	金額	貸方科目	金額
車両運搬具	4,000,000	普通預金	1,100,000
仮払消費税	400,000	未払金	3,300,000

4 リース契約で車を使う

条件 月額5.5万円（税込）のオペレーティング・リース

借方科目	金額	貸方科目	金額
リース料	50,000	普通預金	55,000
仮払消費税	5,000		

※ 新リース会計基準（企業会計基準第34号）が2027年4月から強制適用。上場企業等はすべてのリースで使用権資産・リース負債の計上が必要になります。中小企業は従来どおりの処理で対応できます。

5 ガソリン代の按分（事業60%）

条件 月1万円のガソリン代／事業使用割合60%

借方科目	金額	貸方科目	金額
車両費	6,000	普通預金	10,000
事業主貸	4,000		

減価償却と少額特例 — 節税の基本

車は耐用年数（普通車6年・軽4年）にわたり減価償却します。中古車は残存耐用年数で計算できるため、短期間で経費化しやすいのがメリットです。令和8年度税制改正で、少額減価償却資産の特例が30万円未満→40万円未満に拡充されました（適用期限：令和10年3月31日まで、年間合計300万円上限）。青色申告の中小企業者・個人事業主が対象です。

個人事業主が押さえない「家事按分」と経費処理

事業とプライベートの両方で車を使う場合、走行距離や使用日数で按分します。

按分の対象

減価償却費・ガソリン代・駐車場代・車検費用・
自動車保険料など

割合の決め方

走行距離や使用日数で算出
（例：月20日業務・10日私用 ➡ 事業割合67%）

客観的に説明できるメモを残しておく、と、税務調査への備えとして安心です。

確定申告で見落とししやすい5つの注意点

- 1 減価償却の開始日**
「購入日」ではなく「事業で使い始めた日」が基準です。
- 2 インボイス制度**
販売業者がインボイス未登録だと仕入税額控除が制限されます（経過措置あり）
- 3 両代に含めない費用**
自賠償保険・自動車税・重量税は「保険料」「租税公課」で別処理します。
- 4 青色申告特別控除**
令和8年度改正で最大75万円に引き上げ予定（e-Tax等の要件あり）。正確な記帳が前提です。
- 5 書類の保管**
契約書・領収書は7年間保管を。紛失すると控除が認められないリスクがあります。